

# 和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、全てのこどもに対し、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動の機会を創出し、安全に利用できる環境を整えることを目的に、こどもの体験活動事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) こどもの体験活動の振興やこどもの育成を主目的として活動していること。
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約等を有していること。
- (3) 代表者が明らかになっていること。
- (4) 団体固有の預金通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。
- (5) 複数の構成員で組織されていること。

2 下記の団体は補助金の交付対象とならない。

- (1) 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関等を含む）
- (2) 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設
- (3) 未成年（18歳未満）が代表者となっている団体
- (4) 暴力団等反社会的勢力に関与している団体

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業はこどもを対象に提供される体験活動であり、内容は下記のとおりとする。

- (1) 自然体験活動  
自然に触れ親しむことで、自然への理解や興味関心を深めるもの  
(例) キャンプ、星空観察
- (2) 社会体験活動  
積極的に社会と関わることで、豊かな人間性や社会性を育むもの  
(例) 地域おこし活動、職業体験活動
- (3) 交流を目的とする活動  
異年齢や異世代、地域間の交流をすることで、互いの理解を深めるもの  
(例) 通学合宿、国際交流ワークショップ
- (4) その他事業目的に合致する体験活動  
対象となる実物に実際に関わることで、よりよい生活を創り出すための学びとなるもの

2 次の各号に掲げる事項に当てはまるものは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有している活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 国費又は他の県費助成金等を得ている活動
- (5) 活動の全部又は、大部分を他の団体等に請負わせている活動
- (6) 競技会やコンテスト等が主な目的となっている活動
- (7) サッカー、スキー、乗馬、陶芸、楽器等の技術の習得や発表が目的となっている活動

3 体験活動の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 体験活動に参加するこども及びその保護者が負担する費用は、無償又は低廉なものとする。
- (2) 体験活動の実施中は安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者にライフジャケットを着用させるなど、適切な安全対策を講じること。
- (3) 体験活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務付ける等の対策を講じること。
- (4) 体験活動で食品を扱う場合は、衛生管理に十分配慮し、必要に応じて保健所の指導を受

けること。

(5) 体験活動の実施に関する一切の責任については、団体が負うこと。

4 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定があった日から当該年度の3月31日までとする。

(補助対象経費及び補助基準額)

第4 補助対象経費は、下記に定めるところによる。

	経費区分	内容例
1	報償費、謝金、旅費、交通費	報償費、謝金、旅費、交通費、宿泊費等
2	需用費、原材料費	消耗品(※)費、燃料費、食糧費、印刷製本費、資材費等
3	役務費、使用料、賃借料	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場使用料、什器レンタル料、借り上げバス利用料等
4	委託料	会場設営等委託、デザイン委託、イベント運営委託等
5	その他	上記以外で特に必要と認められる経費

※消耗品は取得価額5万円未満のものとし、5万円以上の物品は補助対象外とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の2分の1以内、かつ、15万円を限度とし、予算の範囲内で決定する。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。又、予算の都合により、補助額が申請額を下回る場合があるため、留意すること。

(交付の制限)

第5 補助金を交付する回数は、一会計年度内において、1団体につき1回限りとする。ただし、年間を通じて継続的に行われる活動については全体を1事業とみなすことができる。

(選考)

第6 知事は、応募が多数に達した場合、全てのこどもに対し多様な体験活動の機会を創出するという観点から総合的に判断し、予算の範囲内で選考する。基準は知事が別に定めることとする。

(交付申請書の添付書類等)

第7 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 申請団体概要(別記第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付条件)

第8 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合

イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更(当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。)をしようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該業務の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 当該補助事業の完了により団体に相当の利益が生ずると認められる場合は、知事は先に交付決定した額を減額することができる。

(変更の承認)

第9 第8第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助事業の内容の変更の場合にあっては変更承認申請書（別記第5号様式）及び変更後の第7第1項各号に掲げる書類を、補助事業の中止又は廃止の場合にあっては事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、第10の規定により補助金の変更交付を申請しようとする場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。

(変更交付申請)

第10 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第7号様式）及び変更後の第7第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定前事前着手の届出)

第11 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前事前着手届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 団体は、前項による補助金の概算払を受けようとするときは、和歌山県こどもの体験活動事業補助金概算払請求書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第13 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- (3) 事業の実施状況が分かる写真、チラシ等
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書は、事業完了の日から起算して30日以内までに提出しなければならない。

(その他)

第14 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

## 事業計画書

事業名称		
事業区分 (複数可)	<input type="checkbox"/> 自然体験活動 <input type="checkbox"/> 社会体験活動 <input type="checkbox"/> 交流を目的とする活動 <input type="checkbox"/> その他	
期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
実施概要		
実施目的	【全てのこどもに対する体験活動の創出という観点から詳細に記述してください。】	
参加 対象者	年齢層 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生・専門学生 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	参加者数 (累計※見込)	約 人 ( 人 × 回 )
	参加対象 市町村	<input type="checkbox"/> 県内全域 <input type="checkbox"/> (複数)市町村単位 ( )
【参加するこどもたちの現状、特徴等を詳細に記述してください。特に、体験活動への参加が特に困難な状況にあるこどもを対象にした活動を行う場合、この項目が加点対象となりますので丁寧に記述してください。】		

※複数の活動を行う場合は内訳も記入してください。  
次ページの実施内容欄に記入しても構いません。

活動内容	<p>【実施内容やスケジュールを記述してください。主催者が異なる活動が含まれる場合はその旨明記をお願いします。】</p>	
	費用徴収	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (      円/人)
	<p>【参加することによって子どもたちにはどんな学びがありますか。】</p>	
達成目標	<p>【事業への参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）等、KPI（アウトカム指標）】</p>	



## 収 支 予 算 書

## 【収入の部】

(単位：円)

区 分	内 訳	予 算 額
補助金、助成金	和歌山県こどもの体験活動事業補助金	
寄附金、協賛金		
参加料収入		
会費		
自己負担額		
その他		
総額 (A)		

## 【支出の部】

(単位：円)

	区 分	内 訳	予 算 額
補 助 対 象 経 費	報償費、謝金、旅費、交通費		
	需用費、原材料費		
	役務費、使用料、賃借料		
	委託料		
	その他		
	小計 (B)		
	補助申請額		
補助対象外経費			
	小計 (C)		
総額 (B) + (C) (= (A))			

※収入及び支出の内訳欄には、収入及び支出の内容とともに、単価や数量を併せて記入してください。

※枠や用紙が足りない場合は、枠の幅を変えていただくか、不要な枠を削除してご記入ください。

## 申請団体概要

団体の名称	(ふりがな)
代表者職・氏名	(ふりがな) <input type="checkbox"/> 代表者は未成年ではありません。
代表者連絡先	〒  TEL
設立の目的	
沿 革	
主 な 活 動 内 容 や 実 績	
(事務担当者連絡先) 役 職： 氏 名： 住 所： 〒  電話番号： e-mail アドレス：	

(添付書類) 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約  
前年度の団体収支決算書  
法人の場合は役員名簿

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった和歌山県こどもの体験活動事業補助金について、和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱第8第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |           |
|--|-----------|
| 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 _____ 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 _____ 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 _____ 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2)   | 金 _____ 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第5号様式(第9関係)

和歌山県こどもの体験活動事業補助金変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので、補助金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

変更理由

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記第6号様式（第9関係）

和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、  
下記のとおり中止（廃止）したいので、和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱第9の規定に基づ  
き申請します。

記

中止（廃止）の理由

別記第7号様式（第10関係）

和歌山県こどもの体験活動事業補助金変更交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度和歌山県こどもの体験活動事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり変更交付を受けたいので、和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱第10の規定に基づき申請します。

記

1 当初交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更補助申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 変更の理由

別記第8号様式（第11関係）

和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付決定前事前着手届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

年 月 日付けで交付申請した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱第11の規定により届けます。

記

- 1 交付申請した事業が不採択となった場合及び交付決定した補助金が交付申請額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

事業名

事前着手が必要な理由

事前着手（予定）日

和歌山県こどもの体験活動事業補助金概算払請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

団体名及び  
代表者名

発行責任者

担当者

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- 1 事業名称
- 2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既 受 領 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 今 回 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 残 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 6 概算払請求理由

## 事業報告書

事業名称		
事業区分 (複数可)	<input type="checkbox"/> 自然体験活動 <input type="checkbox"/> 社会体験活動 <input type="checkbox"/> 交流を目的とする活動 <input type="checkbox"/> その他	
期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
実施概要		
実施目的	【全ての子どもに対する体験活動の創出という観点から詳細に記述してください。】	
参加 対象者	年齢層 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生・専門学生 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	参加者数 (累計)	人 ( 人 × 回 )
	参加対象 市町村	<input type="checkbox"/> 県内全域 <input type="checkbox"/> (複数)市町村単位 ( )
【参加した子どもたちの現状、特徴等を詳細に記述してください。】		

活動内容	<p>【実施内容やスケジュールを記述してください。主催者が異なる活動が含まれる場合はその旨明記をお願いします。】</p>	
	費用徴収	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (      円/人)
達成目標	<p>【体験活動を通じて子どもたちが学んだこと、子どもたちの感想、当日の様子など】</p> <p>【事業計画書に記載した達成目標に対する結果とそれに対する考察】</p>	



## 収 支 決 算 書

## 【収入の部】

(単位：円)

区 分	内 訳	決 算 額
補助金、助成金	和歌山県こどもの体験活動事業補助金	
寄附金、協賛金		
参加料収入		
会費		
自己負担額		
その他		
総額 (A)		

## 【支出の部】

(単位：円)

	区 分	内 訳	決 算 額
補 助 対 象 経 費	報償費、謝金、旅費、交通費		
	需用費、原材料費		
	役務費、使用料、賃借料		
	委託料		
	その他		
	小計 (B)		
	補助金交付決定額 (内概算払済額)		( )
補助対象外経費			
	小計 (C)		
総額 (B) + (C) (= (A))			

※収入及び支出の内訳欄には、収入及び支出の内容とともに、単価や数量を併せて記入してください。

※枠や用紙が足りない場合は、枠の幅を変えていただくか、不要な枠を削除してご記入ください。